



報道機関 各位

「感染拡大防止協力事業者等応援事業」を実施します

新型コロナウイルス感染拡大により活動に支障が生じた東久留米市内に事業所を有する法人、個人事業主および市内に住民登録を有するフリーランスに対し、応援金を交付することにより、市内の経済の回復および活性化に寄与することを目的に、感染拡大防止協力事業者等応援事業を実施します。

【給付条件】 市内に所在地のある事業所で①～③のいずれかに該当する事業者

- ① 東京都の感染拡大防止協力金の給付対象となった事業者
- ② 東京都の理美容事業者の自主休業に係る給付金の対象となった理美容事業者
- ③ セーフティネット保証（4号・5号）又は危機関連保証に係る東久留米市の認定を受け、認定に伴う融資を受けている事業者

【給付額】 1者あたり50,000円

【申請期間】 令和2年6月1日（月）～7月31日（金）
※郵送の場合は7月31日（金）の消印まで有効です。

【申請方法】

- ①郵送申請 〒203-8555 東久留米市役所産業政策課応援金担当宛
- ②窓口申請 申請期間内（土曜・日曜日、祝日を除く）の午前8時半～午後5時に市役所6階産業政策課に提出

■問い合わせ先

産業政策課長 島崎 電話：042・470・7743

東久留米市企画経営室秘書広報課 齊藤
TEL042-470-7712 Fax042-470-7804
E-mail: hishokoho@city.higashikurume.lg.jp

湧水の妖精
るるめちゃん

東久留米市地域資源PRキャラクター



新型コロナウイルス感染拡大により
影響を受けた事業者さまへ

5万円 応援金 のお知らせです

※予算上限額に達し次第受付終了になります。

- 👉 東京都感染拡大防止協力金
- 👉 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金
- 👉 セーフティネット保証（4号・5号）による融資
- 👉 危機関連保証による融資

の決定を受けた方が対象です。

①東京都や保証協会の決定通知書のコピー

②交付申請書兼口座振替依頼書

③振込口座通帳のコピー

④本人確認書類のコピー

をご用意いただき、

▽いずれかの方法で提出してください▽

郵送

〒203-8555
東久留米市本町3-3-1
東久留米市市民部産業政策課
労政商工係 宛

直接持参

東久留米市役所 6階
産業政策課

※他の市区町村でセーフティネット保証(4号・5号)及び危機関連保証の認定を受けた方は認定書のコピーを提出していただく必要があります。

6月1日から7月31日まで

東久留米市 応援金

検索

東久留米市市民部産業政策課

電話：042-470-7743

<https://www.city.higashikurume.lg.jp/shisei/jigyosha/1015435.html>

 東久留米市
HIGASHIKURUMESHI

